

(様式1)  
 審査基準(申請に対する処分関係)

		担当課	道路維持課	検索番号	
法令名	道路法	根拠条項	第32条第1項		
許認可等	道路の占用の許可				
<p>(根拠規定)          愛媛県道路占用許可基準</p> <p>(許認可等の基準)</p> <p>道路の占用を許可するに当っては、道路法(昭和27年法律第180号)同法施行令(昭和27年政令第479号)同法施行規則(昭和27年建設省令第25号)および愛媛県道路占用規則(昭和30年規則第11号)に定めるもののほか、この基準に基づき的確に審査するものとする。</p> <p>1 基本方針</p> <p>道路の占用は、道路を道路本来の目的以外の用に供することとなるものであって道路の機能を障害しない範囲内において必要最小限度に止める方針で望むものとする。</p> <p>2 占用物件別の方針</p> <p>(1) 電柱、電話柱、街灯等</p> <p>(ア) 歩・車道の区別のある道路の歩道上に設ける場合は、歩・車道境界縁石から、0.25mの距離を保つこと。ただし、歩道幅員が1m未満の場合は、歩・車道境界縁石に接して設備することができる。</p> <p>(イ) 歩・車道の区別のない道路で、法敷に余地のない場合は、路端又は側溝の外側へ路端寄りに設置することができる。ただし、路端および側溝の外側にも余地のない場合で、かつ止むを得ないと認められるものについては、流水に支障を来たさないよう側溝を改良(別添電柱設置位置図参照)のうえ側溝上(民地寄りを原則とする)に設けることができる。なお、この但し書きの場合および支線、支柱については、交通安全の見地から必要に応じて、黄色等の反射板を取り付けること。</p> <p>(ウ) 交差点および曲り角から10.0m以上の距離を保つとともに、交通信号機、横断歩道、道路標識、消火栓、火災報知機、消防用器具置場等の機能を障害しない位置に設置すること。</p> <p>(エ) 電力線用柱および電話用柱は技術的に可能な限り相互に共架するよう指導すること。</p> <p>(オ) 街灯については、前各号に定めるもののほか、昭和56年3月27日付けで建設省道路局長等が定めた「道路照明施設設置基準」に合致し又は準ずると認められるものについて認めるものとし、アーチ式の街灯設置は原則として認めないものとする。</p> <p>(カ) 街灯用の配線は原則として地下埋設とする。</p> <p>(2) 電線</p> <p>(ア) 電線を地下に埋設する場合には令第11条第6号により、車道にあっては電線の頂部と路面との距離を0.8m以上とすることとなっているが、軟弱な土質の場合は、路盤の置き替えの際破損することがあるので車道についてはできる限り1.2mの距離を保つよう指導すること。</p>					

(様式1)  
 審査基準(申請に対する処分関係)

法令名	道路法	担当課	検索番号
許認可等		根拠条項	第32条第1項
道路の占用の許可			
<p>なお、四国電気通信局が埋設する地下電線については、「協定」により車道にあっては1.2m以上の深度を確保することとなっている。</p> <p>(イ)電線を橋梁に添加する場合は、上水道管等を橋梁に取り付ける場合と同様とする。          なお橋台胸壁と絶縁材により絶縁させること。</p> <p>(3) 郵便差出箱</p> <p>(ア)設置位置は(1)の(ア)から(ウ)までと同じ位置とする。ただし、幅員1.5m未満の歩道上および歩・車道の区別のない道路について側溝上に設置することは認めないこと。</p> <p>(イ)郵便局舎前に設置する場合は、原則として当該局の敷地内に設置させるものとする。</p> <p>(4) 公衆電話所</p> <p>(ア)歩・車道の区別のある道路においては歩道上とし、歩・車道境界縁石から0.25mの距離を保つこと。          ただし、歩道幅員が、ボックス公衆電話室の場合は2.70m(自転車道と併用している場合は3.50m)未満、ポール公衆電話の場合は2.50m(自転車道と併用している場合は3.20m)未満の場所には設置を認めないものとする。</p> <p>(イ)歩・車道の区別のない道路は法敷上および道路の広場となっていて直接道路交通に支障のない場所に設置する場合のほかは認めないものとする。</p> <p>(ウ)交差点および曲り角から10.0m以上の距離を保つとともに交通信号機、横断歩道、道路標識、消火栓、火災報知機、消防用器具置場等の機能を阻害しない位置に設置すること。</p> <p>(5) 広告塔、交通見張所、バス待合所</p> <p>(ア)広場となっている場所(駐停車に支障を来さないよう路端寄りに設置すること。)又は法敷等直接交通に支障のない箇所に設置する場合のほかは認めないものとする。</p> <p>(イ)交差点および曲り角から10.0m以上の距離を保つとともに、交通信号機、横断歩道、道路標識、消火栓、火災報知機、消防用器具置場等の機能を阻害しない位置に設置すること。</p> <p>(ウ)広告塔については、公共的目的のために設置するもの以外は認めないものとする。</p> <p>(6) 水管、下水道管、ガス管等</p> <p>(ア)上水道の各戸引込み管の制水弁および下水道の各戸引込み管の集水柵は民有地に設けること。</p> <p>(イ)埋設深度が規定の深さ(1.2m)を保つことが困難な場合は適当な保護工を施すこと。</p> <p>(ウ)橋梁に添加する場合は次によること。</p> <p>(A)橋台胸壁部を添加物が貫通する場合は必ず鞘管を入れること。</p> <p>(B)橋台をくり抜く部分は必要最少限度とし、既設鉄筋は切断しないこと。また埋戻しは、接着剤等を使用し完全に行なうこと。</p> <p>(C)添加物が橋台背後の道路部分において規定の深さ(1.2m)を保つことが困難な場合は、適当な保護工を施すこと。</p> <p>(D)温度変化等による添加物の伸縮が橋梁上部溝と無関係に伸縮できる構造とすること。</p>			

(様式1)  
 審査基準(申請に対する処分関係)

		担当課		検索番号	
法令名	道路法	根拠条項	第32条第1項		
許認可等	道路の占用の許可				
<p>(7) アーケード仮設日よけ</p> <p>(ア) 昭和30年2月1日付け、国消発第72号建設省発住第5号、警察庁発備第2号による国家消防本部長、建設省事務次官、警察庁次長の連名通達による「アーケード」の設置基準(以下「アーケードの設置基準」という。)に定めるとおりとする。</p> <p>(イ) アーケードの場合については占用許可申請者が法人又は数人の共同によるものであること。          なお、数人の共同で申請する場合は、代表者名および構成人数(甲野太郎外 名とすること。)で申請するとともに、構成員の住所、氏名(押印すること)を一覧表として2部添付すること。</p> <p>(8) 日よけ、雨よけ</p> <p>個人又は商社等が自己の店舗前等に個々に設置しようとするもので、(7)のアーケードおよび仮設日よけ以外のものをいう。</p> <p>(ア) 民有地の建築物等に取り付けるものであること、但し、いつでも取りはずしできる構造とすること。</p> <p>(イ) 都市の防火、衛生、美観を害するものであってはならない。</p> <p>(ウ) 信号機若しくは道路標識の効果を妨げ又は道路{道路交通法第2条に規定する道路をいう(以下同じ)}の見通しを妨げ、その他道路の交通安全を害するものであってはならない。</p> <p>(エ) 都市計画広場又は都市計画街路で、未だ事業の完了していない場所には設置を認めないものとする。</p> <p>(オ) 歩道上に設置する場合のほかは原則として設置を認めないものとする。</p> <p>(カ) 車道内又は車道部分に突出して設けないこと。</p> <p>(キ) 原則として道路敷内へ柱の設置は認めないものとする。但し構造上止むを得ず設置しなければならない場合については、歩・車道の境界縁石から0.25mの距離を保つこと。</p> <p>(ク) 止むを得ず柱を設置する場合、柱はなるべく鉄管類を用い、安全上支障がない限り細いものとする。</p> <p>(ケ) 街路樹の生育を妨げない場所であること。</p> <p>(コ) 階数は1であること。</p> <p>(サ) 屋根の材料はビニール、よしず、天幕等軽量で且つ延焼の媒介となるおそれの少ないものであること。</p> <p>(シ) 天井および壁の設置は認めないものとする。</p> <p>(ス) 暴風雨、積雪等に対して安全なものであること。</p> <p>(セ) 日覆の最下部から、路面までの高さが2.5mを下らない範囲内において側面建築物の窓等からの避難の妨げとならないようにすること。</p> <p>(ソ) 消火栓、火災報知機、消防用器具置場等、また、水利等の使用および道路の付属物の機能を妨げるおそれのある位置ならびに道路の隅切部分に設けないこと。</p> <p>(タ) 側面建築物の非常口の直前および両端から1m以内で避難の障害となるおそれのある位置に設けないこと。</p>					

(様式1)  
 審査基準(申請に対する処分関係)

法令名	道路法	担当課	根拠条項	検索番号
許認可等			第32条第1項	
道路の占用の許可				
<p>(チ) 屋根等へ広告用の塗装(地名、街区名のみを標示するものは除く)をする場合については、設置基準はこの項を適用するが、許可は「看板」として行なうものとする。</p> <p>(ツ) 道路占用許可申請書に所轄消防署長の同意書を添付すること。</p> <p>(9) 地下街 別紙「地下街占用許可基準」に定めるとおりとする。</p> <p>(10) 上空に設ける通路 昭和32年7月15日建設省発任第37号、国消発第860号、警察庁乙備発第14号、建設事務次官、国家消防本部長、警察庁次長通達による「道路の上空における通路の許可基準」に定めるとおりとする。</p> <p>(11) 露店および商品置場等 露店および商品置場のほとんどが、長期的占用の傾向にあるので、これを許可することは、交通に支障をきたすことはもちろん、道路美化の見地からも適当でないので、原則として許可しないものとする。</p> <p>(12) 看板広告物の類 別紙「路上広告物等の占用許可基準」によるものとする。</p> <p>(13) 工事用板囲、足場、詰所その他工事用施設および土石、竹木、瓦、その他工事用材料置場</p> <p>(ア) 歩・車道の区別のある道路において、歩道幅員が1m以上ある場合については、歩道幅員の3分の1を超えない範囲内において歩道内の民地寄りに設置することができる。但し、工事用詰所および工事現場等において落下物等を防護するため、地面に接しないで設ける施設については、歩・車道境界縁石から0.25mの距離を保ち、且つ、路面からの高さ2.5mをおかさな範囲内において歩道上に設置することができる。</p> <p>(イ) 歩・車道の区別のない道路で、法敷に余地のない場合は、路端又は側溝の外側へ路端よりに設置することができる。路端および側溝外側にも余地のない場合で且つ止むを得ないと認められるものについては、工事用板囲、足場、詰所類に限り道路の総幅員が4.0m未満の場合は流水に支障を来さない範囲において側溝上に、また4.0m以上の場合は、路端から1.0m以内の位置に設置することができる。但し工事現場等において落下物等を防護するため、地面に接しないで設ける施設については、この号後段の規定にかかわらず、路面からの高さ4.5mをおかさな範囲内において設置することができる。</p> <p>(ウ) 法敷以外の位置に設置する場合は、危険を標示するため、起・終点および5m間かくに赤色灯および危険を表示した看板を掲示すること。</p> <p>(エ) 落下物あるいは工事用材料の不整理などによる事故が発生しないよう充分防護措置を講ずること。</p> <p>(オ) 交差点、曲り角およびその他道路の視距をさまたげ、また交通信号機、横断歩道、道路標識、消火栓、火災報知機、消防用器具置場等の機能を阻害しない位置に設置すること。</p> <p>(その他)</p>				

(様式1)  
審査基準(申請に対する処分関係)

	担当課	道路維持課	検索番号
法令名	道路法	根拠条項	第32条第3項
許認可等	道路占用の変更の許可		
(根拠規定) 愛媛県道路占用許可基準			
(許認可等の基準) 道路の占用の許可基準を準用する。			
(その他)			